

〔第2問〕（配点：50）

Aは、見た人が住居とは思えないような、奇抜な家に住みたいと考え、Bとの間で設計請負契約を締結し、Bは、同契約に基づいて、斬新なデザインを考えつき、これを記した設計図 α を作成した。しかしながら、請負代金をめぐってAとBの関係がうまくいかなかったため、当該契約は解除された。その際、Aは、Bから渡された設計図 α をBに返却したが、返却前にBに無断でそのコピーを取っていた。また、Bは、設計図 α に設計者としてBの氏名を記載していたが、設計図 α はAとB以外には知られていなかったため、Aは、そのコピー上のBの氏名を抹消して自分の氏名を記載した。

その後、Aは、複数の建築業者に対して、Aがコピーした設計図 α を、自分が作成したものと偽って見せた。その上で、Aは、それらの建築業者の中からCを選んでその建築を依頼し、Cは、これに従ってAの住居（以下「A住居」という。）を建築した。A住居は、そのデザインの斬新さが評判となって、路上から見物する人が絶えなかった。Aは、A住居に住み始めてから数年後に別の土地に転居しなければならなくなったため、不動産業者を介して、これをDに売却した。

Dは、自分の住居であるA住居が注目されることには満足していたが、その玄関が余りに派手過ぎると感じたため、これをやや地味な印象を与えるように改築した。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。

〔設問〕

1. Bは、Aに対してどのような請求をすることができるか。
2. Bは、Dに対してどのような請求をすることができるか。
3. Eは、A住居に興味を持ち、Dに無断で写真撮影した。そして、その写真に基づいて、A住居のミニチュアを多数製作し、これを販売している。

Bは、Eに対して、著作権に基づき、A住居のミニチュアの製作販売の差止めを請求するために、どのような主張をすることができるか。

これに対して、Eは、どのような主張をすることができるか。